

ヘルパーステーションこもれび 料金表

1 ご利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の区分支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 (注) 参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割)
身体介護 中心型	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		3,090円	309円 25分増すごとに65円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円

(注) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
初回加算 (注1 参照)	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円

生活機能向上連携 加算	サービス提供責任者が訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合(1月につき)	1,000円	100円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の13.7%	
介護職員特定処遇 改加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の6.3%	
介護職員等ベース アップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算減算の合計の2.4%	

(注1) 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

(注2) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象から除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、次の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者への サービス提供減算	当事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する敷地内の建物に居住する利用者に対してサービス提供する場合	上記基本部分の10%
2級訪問介護員のサ ービス提供責任者配 置減算	2級訪問介護員のサービス提供責任者を配置している場合	上記基本部分の10%

2 その他の費用

交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、自動車を使用した場合は</p> <p>ア 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 500円</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	イ 事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上1,000円により請求いたします。
サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。
通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費	実費を請求いたします。

3 キャンセル料

利用予定日の訪問時にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

（注）利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。